### 1 業務目的

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会では、市制100周年記念事業及び全国都市緑化かわさきフェアを契機として、道路や公園などの公共空間を活用し、川崎で活躍している方々を中心にさまざまな主体が連携しながら、居心地の良いウォーカブルな空間を生み出し、面による賑わい創出のイベントやみどりを身近に感じてもらえる仕掛け等を実施することで、川崎の魅力を広く発信するとともに魅力向上を図り、市民のシビックプライドの向上やみどりのまちづくりの機運醸成を図るとともに、将来的な公共空間の効果的かつ持続的な活用を目指している。

本委託業務は、当該取組の推進のためのイベントに係る企画・実施支援を行うものである。

### 2 契約期間

契約締結日から令和6年12月31日までとする。

# 3 委託内容

#### (1) イベントの企画

- ・コンテンツの企画にあたっては、市制 1 0 0 周年記念事業及び全国都市緑化かわさきフェアのコンセプトや取組の方向性に沿った内容とすること。
- ・旧東海道から国道15号までの道路空間や稲毛公園、新本庁舎などの公共空間を有効活用しながら、様々な層を対象としたコンテンツ(スポーツ、ダンス、アート、音楽、みどり等)を企画し、賑わいの創出やみどりを身近に感じることができるようなイベントとすること。なお、令和5年度のみんなの川崎祭と同様、各コンテンツのステージとして、ダンス・スポーツ等が行えるステージ、音楽演奏が行えるステージ、市民の日頃の練習成果が発表できるステージの3つ以上を、委託者と協議の上、設けること。
- ・各コンテンツの出演者については、委託者と協議の上、出演依頼や連絡調整等を行うこと。なお、出演者等に対し報酬等が発生する場合は、本業務委託内にて対応すること。
- ・川崎市市制 1 0 0 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会参画団体との 共創が可能な魅力的なコンテンツを企画すること。
- ・本イベントの今後の継続的な開催を見据え、周辺の地元商店街との連携支援及び地元企業、ボランティア等の参加支援を行うとともに、その連携調整を行うこと。
- ・キッチンカーの手配や飲食ブース・机・椅子などの什器の設置等の飲食や憩いが可能な 空間を整備すること。また、飲食の販売に際し、プラスチックごみの排出抑制を中心に ごみ全般が極力発生しない工夫を実施すること。なお、飲食関係の経費については、出 店料等から賄うこととし、本委託料に計上しないこと。
- ・道路上の利用については、交通規制時間をできる限り短時間にするため、効率的な搬入・ 設営・撤去計画を立案すること。
- ・イベントでは、適切なインセンティブを持つアンケートを実施し、その集計を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策など、社会情勢を踏まえた実施内容にすること。

### (2) イベント広報の実施

広報計画を立てたうえで、専用 HP の作成・運用管理、SNS 等による周知やチラシ・ポスター等(事前周知用・当日用)の制作を行い、イベントの効果的な周知・広報を行うこと。

- ・ポスター・チラシ・階段蹴上げ面のシール等の広報物の作成
- 広報物の掲示・撤去作業
- ・専用ホームページの制作・運営

#### (3) 関係者との調整

関係者との定例的な打合せを実施する等の調整を行うこと。

# (4) 警察・交通事業者等との協議支援

イベントエリアは市役所通りの6車線(砂子通り~国道15号まで)を想定しており、 交通規制に伴う警察協議について、警察・交通事業者・規制内駐車場事業者等との協議用 資料の作成及び協議への同席等の支援を行うこと。

### (5) 交通規制の周知

交通規制の周知に当たり、警察・交通事業者等との協議を踏まえながら、必要な範囲に、 迂回案内看板、横断幕等の掲示物について、デザイン・制作・掲出・撤去作業を行うこと。

#### (6) イベント当日の運営

- ・必要な資材の調達及び設営、撤去を行うこと。特に、道路上の利用については、交通規制時間をできる限り短時間にするよう計画的に実施すること。
- ・警備実施計画書に基づき人員を配置し、交通整理及び会場警備をするとともに、迷子・ 迷惑行為・救急等に対し、適切に対応すること。

#### (7) 他イベントとの連携

同時期に開催されるイベントとの連携を図ること。なお、イベント連携に当たり必要な 経費が生じた際は、本業務委託内にて対応すること。イベントについては下記を想定して おり、詳細については別途協議することとする。

- · Colors, Future! Summit
- ・かわさきジャズ
- 川崎夜市
- かわさき市民祭り

### (8) イベント内において発生した廃棄物等の処理

・本イベントで発生する廃棄物等については、本業務委託とは別に本市が運営管理する リサイクルステーション5か所程度で集める。ただし、テントの設置及びリサイクル ステーションから廃棄物の一時仮置き場への廃棄物等の運搬については、本業務委 託内に含めるものとする。

- ・リサイクルステーションから一時仮置き場への廃棄物の運搬方法等(リサイクルステーションとの連絡方法等)の詳細については別途協議することとする。
- ・リサイクルステーションで集めた廃棄物等については、リサイクル可能なプラスチック類、ペットボトル以外は本業務委託内で関係法令を遵守した上で処理するものとする。なお、リサイクル可能なプラスチック類、ペットボトルについては、本市で処理するものとする。
- ・本イベントにて発生した廃棄物等については、市内の再利用業者等への処理を行うなど、循環型のイベントとなるよう努めること。

## (9)報告書作成

本事業の実施内容及び課題点等を報告書としてとりまとめること。また、報告書の内容に 疑義や不足等がある場合、委託者は受託者に修正等適切な対応を求めることができるもの とする。

### 4 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受託者が行うものとする。

#### 5 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。 受託者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したり してはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

#### 6 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、進捗状況を報告するものとする。

#### 7 損害及び危害

受託者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、受託者の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、受託者において丁寧に対応するものとし、その結果を委託者に報告すること。

# 8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに委託者とその内容について協議するものとする。

#### 9 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

### 10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て委託者の所有とし、委託者の許可なしに他の公表、貸与、 使用をしてはならない。委託者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、 または二次利用する権利を有するものとする。

# 11 成果品

# (1) 報告書 1部

- ・本業務の実施概要資料
- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物 (計画書や広報物等)
- ・効果検証及び実施結果を踏まえた令和6年度以降に向けた方向性の提案
- ・その他委託者が必要と認めるもの
- (2) 上記報告書の電子データ (CD-R等) 1式

#### 12 その他

新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について委託者と受託者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。